

一般社団法人防災学術連携体が 2021 年 4 月 1 日に発足しました

東日本大震災を契機に、日本学術会議を要として震災に関わる学会の集まる連携活動を始め、2016 年 1 月に自然災害全般を対象にこの活動範囲を広げ「防災学術連携体」を結成しました。自然災害が激甚化するなかで、学会間の情報共有、政府・自治体・関係機関との連携、学術界からの情報発信など、これまで多くの実績をあげてきました。

一方で、設立から 5 年が経ち、活動が本格化するにつれて、任意団体であることの限界が指摘されるようになりました。政府や関連機関との連携においてだけでなく、社会的信用の確立においても法人格を持つ必要性が高まっております。

2020 年暮れから幹事会を中心に協議を重ね、今後の運営の負担が大きくなるように考慮して「一般社団法人（非営利型）」を申請することになり、手続きを進めてきました。この基本的な形は「法人運営を担う理事会と事務局があり、その上に学協会が緩やかなネットワーク組織を形成して主体的に活動すること」が望ましいと考え、これからも、正会員の防災連携委員、学識会員などから選出された幹事会が、防災学術連携体の事業の執行にかかわり、また、理事会に必要な意見を述べるができるようにしました。

このたび正式に認可され、一般社団法人防災学術連携体が 2021 年 4 月 1 日に発足しました。これまでの会員学会の皆様、特任会員の皆様、幹事の皆様のご努力に感謝すると同時に、今後の活動へのご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

ここに、一般社団法人の定款と一般規則（案）を示すとともに、具体的な変更点を以下に述べます。

<主な変更案>

- 1) 会員を、正会員、学識会員、特別会員及び賛助会員の 4 種とし、正会員、学識会員及び特別会員をもって一般社団法人の社員とします。正会員は「学会」から「学協会」に変更し、防災に関わる研究・活動に関わる国内の学協会の加盟を可能とします。また、特別会員を新設し、防災学術連携体に強く参加を希望される研究者の団体を、幹事会・理事会で特別に入会の承認をすることとします。これまで幾つかの協会や大学から参加希望があり、広やかな学術研究に携わる団体のネットワークにする方向も良いと考えました。
- 2) 正会員及び特別会員の年会費は 50,000 円とします。ただし、正会員のうち中小の学会の年会費についてはこれまで通り、その会員数に応じて、30,000 円、または 20,000 円とします。
- 3) 特任会員（会費無料の個人）をやめて、学識会員（年会費 5,000 円）を設置します。特任会員の皆様におかれましては、学識会員としての継続をお願い致します。
- 4) 正会員と特別会員は、団体の代表者として防災連携委員 2 名を選任します。正会員と特別会員は総会で各 6 票の議決権を持ちます。

- 5) オンラインで総会や幹事会が開催できるよう、定款を整備しました。
- 6) 毎年7月1日から6月30日までを事業年度とします。学協会の年度は4月始まりが多く、防災連携委員の選任の時期を考えると、連携体を3ヶ月程度遅く始める方が良いと考えました。総会は8月上旬を想定しています。
- 7) 「主担当学会」はこれまでは事務局を担うとしていましたが、今後は、「主担当学協会」として、活動そのものの支援を行なっていただくことに変更します。
- 8) 多くの学会のように、防災学術連携体の中に委員会を設けて活発な活動が行えるようにしました。